

(案)

阿南市地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

○循環バス（ナカちゃん号）

阿南市地域公共交通活性化・再生総合事業計画として、平成21年11月から阿南医師会中央病院、阿南共栄病院といった総合病院、フジグラン阿南、アピカ等の大型商業施設等を結ぶ循環バスの実証運行を開始し、平成24年4月からは本格運行へと移行している。

当路線においては、イベント等に出席し、時刻表を配布するなどして循環バス利用促進PR活動を行ったほか、利用者のニーズを把握しながらダイヤ改正を実施するなど利用促進を図ってきた。

利用者は約半数が70歳以上の高齢者であり、当路線は車を運転できない交通弱者の移動手段の確保のためにも維持が必要である。

また、地域間幹線系統等と接続することで、広域な移動を可能にし、将来に渡り、生活の足として安定した移動手段を確保・維持していく必要があることから、当路線を「地域公共交通確保維持改善事業」により活用し、存続・継続させることが必要である。

○加茂谷線

当路線においては、地域縁辺部から鉄道駅や幹線バス路線への接続、また、総合病院や大型商業施設等といった市街地を結ぶ支線としての役割を担っている。利用者の多くが高齢者、学生であり、通院・買い物、通学での移動など、日常生活を送る上で必要不可欠であり、加えて、令和2年9月末に細野線が廃止されたことから、加茂谷地区の住民の移動手段の確保のためにも、維持が必要である。

また、地域間幹線系統等と接続することで、広域な移動を可能にし、将来に渡り、生活の足として安定した移動手段を確保・維持していく必要があることから、当路線を「地域公共交通確保維持改善事業」により活用し、存続・継続させることが必要である。

○椿泊・加茂谷線

当路線は、地域縁辺部から鉄道駅や幹線バス路線への接続及び学校や総合病院、大型商業施設等といった市街地を結ぶ支線としての役割を担っている。利用者の8割以上は学生であり、鉄道駅のない地域からの通学や幹線バスとの乗り継ぎによる通学移動において必要不可欠な路線となっており、移動手段の確保のためにも、維持が必要である。

また、地域間幹線系統等と接続することで、広域な移動を可能にし、将来に渡り、生活の足として安定した移動手段を確保・維持していく必要があることから、当路線を「地域公共交通確保維持改善事業」により活用し、存続・継続させることが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

○循環バス（ナカちゃん号）

◇利用者数

令和6年度（令和5年10月1日～令和6年9月30日）の利用者数は8,665人（前年度比14.5%増）。

令和8年度の年間利用者数の目標値は地域公共交通計画に設定している10,300人とする。

◇年間収支率

令和6年度の年間収支率は12.0%（前年度比23.5%減）。

令和8年度の年間収支率の目標値は地域公共交通計画に設定している30%とする。

◇公的負担額

令和6年度の公的負担額は15,377千円（前年度比128.5%増）。

令和8年度の公的負担額の目標値は地域公共交通計画に設定している全路線の目標値である60,000千円から算出し、14,364千円とする。

○加茂谷線

◇利用者数

令和6年度の利用者数は12,246人（前年度比12.7%減）。

令和8年度の年間利用者数の目標値は地域公共交通計画に設定している全路線の目標値である87,900人から算出し、21,600人とする。

◇年間収支率

令和6年度の年間収支率は17.6%（前年度比12.1%増）。

令和8年度の年間収支率の目標値は地域公共交通計画に設定している30%とする。

◇公的負担額

令和6年度の公的負担額は16,223千円（前年度比6.4%増）。

令和8年度の公的負担額の目標値は地域公共交通計画に設定している全路線の目標値である60,000千円から算出し、13,872千円とする。

○椿泊・加茂谷線

◇利用者数

令和6年度の利用者数は3,054人（前年度比23.2%増）。

令和8年度の年間利用者数の目標値は地域公共交通計画に設定している全路線の目標値である87,900人から算出し、12,200人とする。

◇年間収支率

令和6年度の年間収支率は17.6%（前年度比12.1%増）。

令和8年度の年間収支率の目標値は地域公共交通計画に設定している30%とする。

◇公的負担額

令和6年度の公的負担額は3,922千円（前年度比45.9%増）

令和8年度の公的負担額の目標値は地域公共交通計画に設定している全路線の目標値である60,000千円から算出し、7,824千円とする。

（阿南市地域公共交通計画 P153 参照）

(2) 事業の効果

バス路線を維持することにより、住民の日常生活（通院・買い物、通学等）に必要不可欠な移動手段が確保される。また、地域間幹線系統やJR牟岐線（阿南駅）へアクセスする地域交通ネットワークを構築することで、効率的な運行体系ができ、市内外との交流促進・地域活性化へ繋がる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
<p>①乗降調査やアンケートによる利用状況、ニーズの把握を行う。</p> <p>②公共交通マップを更新・作成し、ホームページや市役所、支所等において、情報提供を行い、利用促進に努める。</p> <p>③小学生等を対象とした「バスの乗り方教室」を実施する。</p> <p>④小学校が実施する公共交通を利用した校外活動に対して支援を行う。</p> <p>⑤循環バス（ナカちゃん号）の路線の見直しを行う。</p> <p>⑥地域公共交通計画に位置付けた重点施策の取り組みを行う。</p> <p>②④を阿南市、⑤を徳島バスが行い、①③⑥を徳島バス株式会社と阿南市が共同して行う。</p>
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
<p>運行系統の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環バス及び地域間幹線系統（徳島バス）と JR 牟岐線（阿南駅）からのフィーダー路線 ・路線図時刻表参照 ・運行予定者：徳島バス株式会社 市内の道路運送法第4条事業者である徳島バス株式会社が運行する予定。 ・他、表1のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>阿南市から徳島バス株式会社に対して、運行経費等から運賃収入及び国庫補助金を差し引いた金額を補助要綱に基づき補助する。</p>
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
<p>阿南市地域公共交通活性化協議会において、「PDCA サイクル」の考え方に基づくモニタリング・評価を実施する。</p>
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
<p>※該当なし</p>
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
<p>※該当なし</p>
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
<p>※該当なし</p>
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
<p>表5のとおり</p>

11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

平成20年8月	阿南市地域公共交通協議会を設置する。
平成21年3月	阿南市地域公共交通総合連携計画（生活交通ネットワーク計画）を策定する。 連携計画に基づき平成21年11月から平成24年3月まで循環バスの実証運行を実施する。
平成24年1月	協議会において平成24年4月から循環バスの本格運行を決定する。
平成25年6月	生活交通ネットワーク計画（阿南市地域公共交通総合連携計画）について審議及び承認する。
平成26年6月	生活交通ネットワーク計画（阿南市地域公共交通総合連携計画）について審議及び承認する。
平成27年6月	地域公共交通確保維持改善計画（阿南市地域公共交通総合連携計画）について審議及び承認する。
平成28年6月	地域公共交通確保維持改善計画（阿南市地域公共交通総合連携計画）について審議及び承認する。
平成29年6月	地域公共交通確保維持改善計画（阿南市地域公共交通総合連携計画）について審議及び承認する。
平成30年6月	地域公共交通確保維持改善計画（阿南市地域公共交通総合連携計画）について審議及び承認する。
平成31年2月	地域公共交通確保維持改善計画の変更について審議及び承認する。
令和元年6月	地域公共交通確保維持改善計画（阿南市地域公共交通総合連携計画）について審議及び承認する。
令和2年7月	地域公共交通確保維持改善計画（阿南市地域公共交通総合連携計画）について審議及び承認する。
令和3年4月	阿南市地域公共交通活性化協議会を設置する。
令和3年6月	地域公共交通確保維持計画について審議及び承認する。
令和3年8月	阿南市地域公共交通活性化協議会第1回会議を開催し、阿南市地域公共交通計画（案）について審議する。
令和3年11月	阿南市地域公共交通活性化協議会第2回会議を開催し、阿南市地域公共交通計画（案）について審議する。
令和4年2月	阿南市地域公共交通活性化協議会第3回会議を開催し、阿南市地域公共交通計画（案）について審議する。
令和4年5月	令和4年度阿南市地域公共交通活性化協議会第1回会議を開催し、阿南市地域公共交通計画について審議し承認する。
令和4年6月	地域公共交通確保維持計画について審議及び承認する。
令和5年6月	地域公共交通確保維持計画について審議及び承認する。
令和5年12月	阿南市地域公共交通計画の一部改訂について審議及び承認する。
令和6年6月	地域公共交通確保維持計画について審議及び承認する。
令和7年6月	地域公共交通確保維持計画について審議及び承認する。

19. 利用者等の意見の反映状況

民生・児童委員や高齢者が組織するセニヤクラブの代表者が参加する阿南市地域公共交通活性化協議会を開催し、住民の意見が計画事業に反映されるよう配慮する。さらに利用者・住民アンケート等を通じて住民意見を聴取し、事業計画に反映させる。
(アンケート等の意見・要望を基に、令和7年10月1日に路線再編を実施予定である。)

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該当 する要件 (別表7のみ)
阿南市	徳島バス株式会社	(1) 阿南市循環バス (西回り)	阿南駅	春日野団地	阿南駅	往31.8km 循環 復11.3km	365日	1277.5回			路線定期運行	①	阿南医療センター、阿南 駅等で補助対象地域間 幹線系統徳島バス橋 線、丹生谷線と接続	③
	徳島バス株式会社	(2) 阿南市循環バス (東回り)	阿南駅	春日野団地	阿南駅	往32.9km 循環 復11.5km	365日	1277.5回			路線定期運行	①	阿南医療センター、阿南 駅等で補助対象地域間 幹線系統徳島バス橋 線、丹生谷線と接続	③
	徳島バス株式会社	(3) 加茂谷線	橋	阿南駅	加茂谷	往21.6km 復21.6km	365日	2190.0回			路線定期運行	①	南島、阿南医療セン ター、阿南駅等で補助対 象地域間幹線系統徳島 バス橋線、丹生谷線と 接続	③
	徳島バス株式会社	(4) 椿泊・加茂谷線	小吹川原	阿南駅	加茂谷	往36.5km 復36.5km	365日	730.0回			路線定期運行	①	阿南医療センター、阿南 駅等で補助対象地域間 幹線系統徳島バス橋 線、丹生谷線と接続	③
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	阿南市
-------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	64342
交通不便地域等	105

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
105	伊島	離島振興法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
阿南市地域公共交通計画	令和4年5月19日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 添付書類

阿南市全図



運行回数

1. 循環バス (ナカちゃん号) ※半周を0.5回で算出

○西回り

1便	阿南駅～春日野～阿南駅～春日野	1.5回
3便	阿南駅～春日野～阿南駅	1.0回
5便	阿南駅～春日野～阿南駅	1.0回
計		3.5回

年間運行回数 $3.5 \times 365 = \underline{1277.5}$ 回

○東回り

2便	春日野～阿南駅～春日野～阿南駅	1.5回
4便	阿南駅～春日野～阿南駅	1.0回
6便	阿南駅～春日野～阿南駅	1.0回
計		3.5回

年間運行回数 $3.5 \times 365 = \underline{1277.5}$ 回

2. 加茂谷線 ※片道を0.5回で算出

①	橘～加茂谷～橘	1.0回
②	加茂谷～橘	0.5回
③	橘～加茂谷～橘	1.0回
④	橘～加茂谷	0.5回
⑤	橘～加茂谷～橘	1.0回
⑥	橘～加茂谷	0.5回
⑦	橘～加茂谷～橘	1.0回
⑧	加茂谷～橘	0.5回
計		6.0回

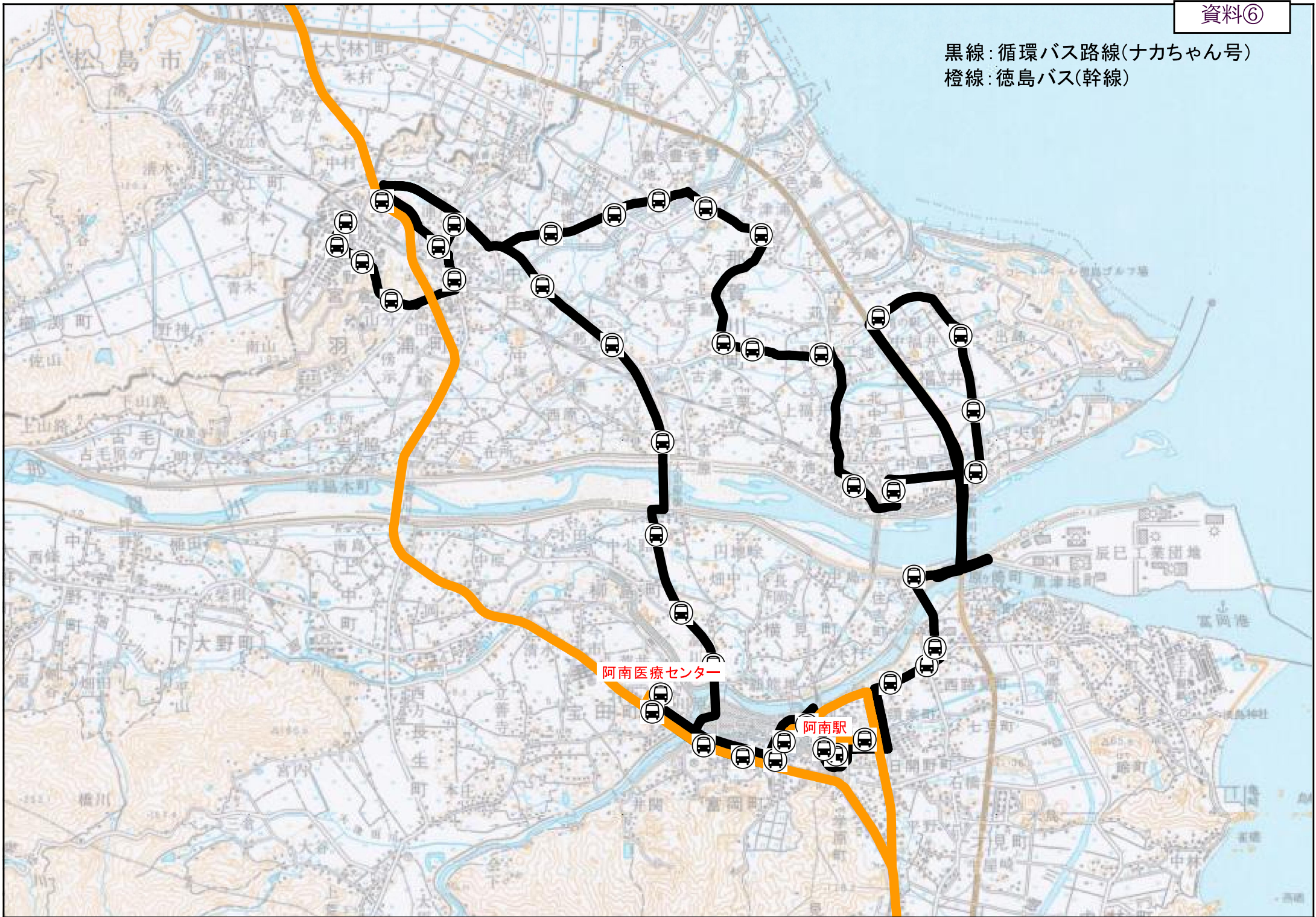
年間運行回数 $6.0 \times 365 = \underline{2190.0}$ 回

3. 椿泊・加茂谷線 ※片道を0.5回で算出

①	椿泊～加茂谷	0.5回
②	加茂谷～椿泊	0.5回
③	椿泊～加茂谷	0.5回
④	加茂谷～椿泊	0.5回
計		2.0回

年間運行回数 $2.0 \times 365 = \underline{730.0}$ 回

黒線：循環バス路線(ナカちゃん号)
橙線：徳島バス(幹線)



徳島バス主要停留所時刻表

循環バス(ナカちゃん号)

令和7年10月1日改正

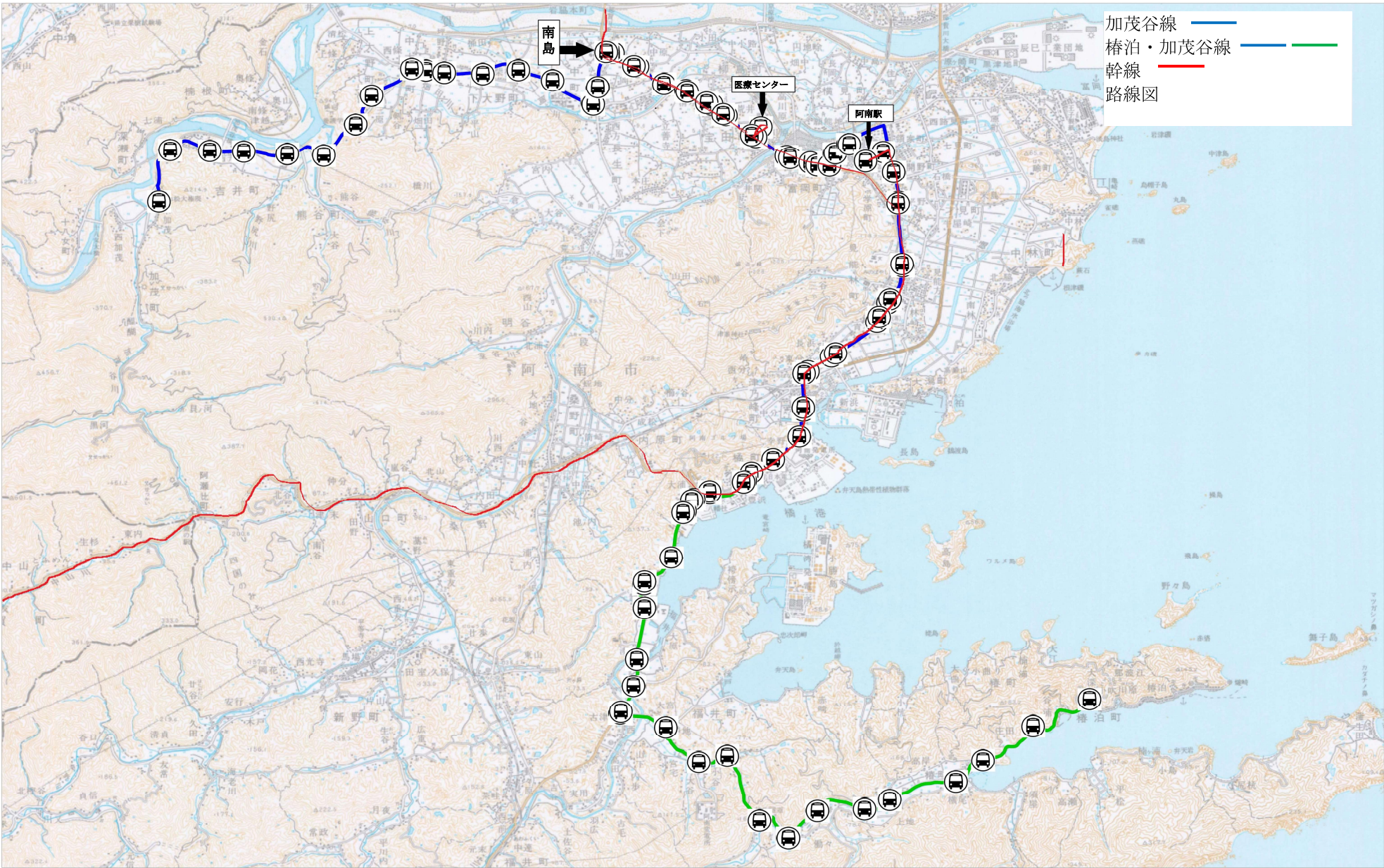
【西回り】阿南駅前→阿南医療センター→大京原橋→春日野団地→宮倉→那賀川支所前→那賀川大橋→アピカ西→フジグラン阿南→阿南駅前

阿南循環線接続便			A		B			C			D		E				F		
橋営業所	フジグラン阿南	阿南駅前	阿南駅前	阿南医療センター前	高川原南	大京原橋北	新ノ池	中分	春日野団地	宮倉	黒地西	古津	歴史民俗資料館前	那賀川支所前	道の駅なかがわ	住吉	アピカ西	フジグラン阿南	阿南駅前
6:22	6:32	6:35	※ 6:40	→	6:48	6:53	6:56	6:58	7:06	7:12	7:16	7:21	7:22	7:24	7:36	7:45	7:48	7:51	8:02
			8:02	8:13	8:15	8:19	8:22	8:24	8:32										
			12:20	12:31	12:33	12:37	12:40	12:42	12:50	12:56	13:00	13:05	13:06	13:08	13:20	13:29	13:32	13:35	13:39
			16:20	16:31	16:33	16:37	16:40	16:42	16:50	16:56	17:00	17:05	17:06	17:08	17:20	17:29	17:32	17:35	17:39

【東回り】阿南駅前→フジグラン阿南(お絵かきバス停側)→アピカ西→那賀川大橋→那賀川支所前→宮倉→春日野団地→大京原橋→阿南医療センター→阿南駅前

阿南循環線接続便			F				E				D		C			B			A	
阿南駅前	フジグラン阿南	橋営業所	阿南駅前	アピカ西	住吉	道の駅なかがわ	那賀川支所前	歴史民俗資料館前	古津	黒地西	宮倉	春日野団地	中分	新ノ池	大京原橋北	高川原南	阿南医療センター前	阿南駅前		
			9:40	9:40	9:45	9:46	9:57	10:06	10:08	10:09	10:14	10:19	10:27	10:32	10:34	10:36	10:41	10:46	10:57	
			14:40	14:40	14:45	14:46	14:57	15:06	15:08	15:09	15:14	15:19	15:27	15:32	15:34	15:36	15:41	15:46	15:57	
			18:00	18:00	18:05	18:06	18:17	18:26	18:28	18:29	18:34	18:39	18:47	18:52	18:54	18:56	19:01	19:06	19:17	
			19:22	19:22	19:36															

※印便 西回りは阿南駅前到着後、引き続き春日野団地まで、東回りは阿南駅前到着後、引き続きもう一周、阿南駅前までご利用いただけます。
平日・土日祝日とも同じ時刻で運行いたします。



加茂谷線

椿泊・加茂谷線

加茂谷線・椿泊線(新)

令和6年10月1日運行開始

加茂谷	御嶽前	南島	阿南医療センター前	阿南駅前	橋営業所	大西	椿地上	小吹川原(椿泊)	小吹川原(椿泊)	椿地上	大西	橋営業所	阿南駅前	阿南医療センター前	南島(岡方面)	御嶽前	加茂谷
					6:30	6:39	6:44	6:57				6:08	6:22	→	6:37	6:49	6:55
					7:00	7:09	7:14	7:27				7:27					
7:09	7:15	7:27	7:35	7:47	8:01				7:39	7:52	7:57	8:06	8:20	8:32	8:40	8:52	8:58
					8:30	8:39	8:44	8:57	9:00	9:13	9:18	9:27					
9:10	9:16	9:28	9:36	9:48	10:02							9:35	9:49	10:01	10:09	10:21	10:27
10:36	10:42	10:54	11:02	11:14	11:28							11:02	11:16	11:28	11:36	11:48	11:54
12:11	12:17	12:29	12:37	12:49	13:03	13:12	13:17	13:30				13:30	13:44	13:56	14:04	14:16	14:22
14:35	14:41	14:53	15:01	15:13	15:27				13:50	14:03	14:08	14:17					
					16:05	16:14	16:19	16:32				15:15	15:29	15:41	15:49	16:01	16:07
16:22	16:28	16:40	16:48	17:00	17:14	17:23	17:28	17:41				15:50	16:04	16:16	16:24	16:36	16:42
16:55	17:01	17:13	17:21	17:33	17:47				17:03	17:16	17:21	17:30	17:44	17:56	18:04	18:16	18:22
					18:10	18:19	18:24	18:37	17:45	17:58	18:03	18:12					
					19:15	19:24	19:29	19:42	18:40	18:53	18:58	19:07					
18:30	18:36	18:48	18:56	19:08	19:22				19:45	19:58	20:03	20:12					

平日・土日祝日とも同じ時刻で運行いたします。

阿南市全図



赤線: 徳島バス(支線)
黒線: 循環バス路線(ナカちゃん号)
橙線: 徳島バス(幹線)

南方面エリア
運行路線図 (2022.8.1現在)

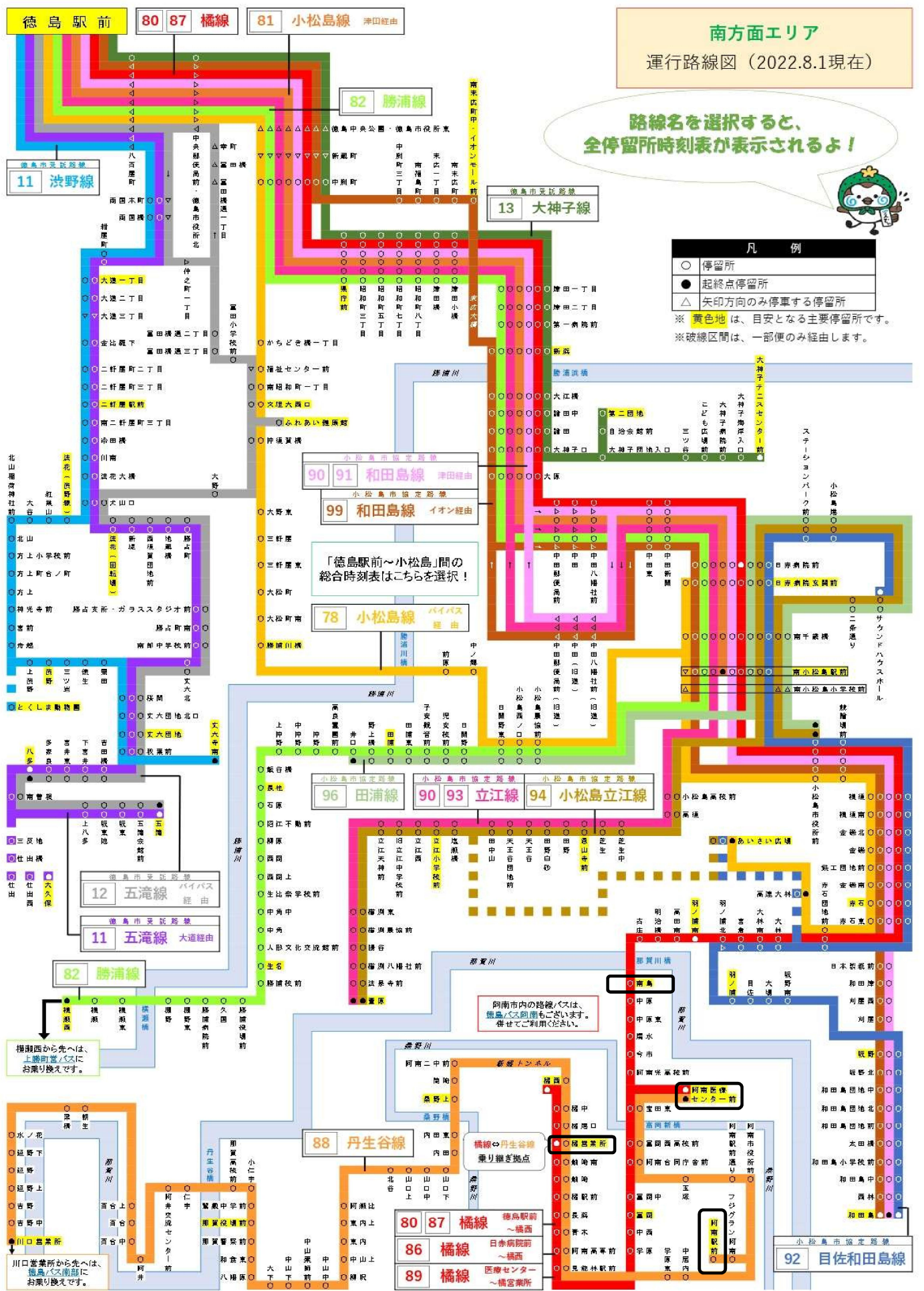
路線名を選択すると、
全停留所時刻表が表示されるよ!



凡例

○	停留所
●	起終点停留所
△	矢印方向のみ停車する停留所

※ 黄色地は、目安となる主要停留所です。
※ 破線区間は、一部便のみ経由します。



「徳島駅前～小松島」間の
総合時刻表はこちらを選択!

阿南市内の路線/バスは、
徳島バス阿南もご利用ください。

揚南西から先へは、
上勝町営バスに
お乗り換えです。

川口営業所から先へは、
徳島バス南勝に
お乗り換えです。

補助対象路線と幹線系統の接続場所

地域公共交通計画の記載内容一覧

(要綱第17条第1項に規定される記載事項)

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割
本編計画、130頁に記載

2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
本編計画、130頁に記載

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
本編計画、42～47頁、130頁（実施主体の概要）、50～52頁（循環バス事業）、56頁（加茂谷線）、57頁（椿泊・加茂谷線）

4. 地域公共交通区域の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
本編計画、152～153頁（目標）、155頁（評価方法）に記載

計画認定に係るスケジュール

R7												R8												R9								
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
令和7年度事業												補助金交付申請												二次評価 自己評価								
												協議会開催←計画認定申請												認定								
												令和8年度事業												今回申請の事業								
												二次評価←交付決定・確定												二次評価 自己評価								
												国庫補助振込												国庫補助振込								

令和7年度事業 スケジュール

- ①地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請
(令和7年6月30日まで)
- ②認定(令和7年9月下旬頃)
- ③事業実施期間
地域内フィーダー系統運行費補助
令和7年10月1日～令和8年9月30日
- ④途中、計画に変更が生じた場合は、事前に変更認定申請又は変更届出必要
- ⑤補助金交付申請
地域内フィーダー系統運行費補助
令和8年11月30日まで
- ⑥交付決定及び額の確定(令和9年2月下旬頃)
- ⑦補助金受領(令和9年3月頃)

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果における目標値算出資料

令和6年10月の路線再編以降の加茂谷線、椿泊・加茂谷線の全体に占める割合は次のとおりとなる。

【令和6年10月～令和7年3月運行実績】

	利用者数(人)	運行距離(km)
全路線	25,077	203,621.6
循環バス	4,502 (17.95%)	48,757.8 (<u>③23.94%</u>)
加茂谷線	6,191 (<u>①24.68%</u>)	47,083.4 (<u>④23.12%</u>)
椿泊・加茂谷線	3,494 (<u>②13.93%</u>)	26,572 (<u>⑤13.04%</u>)

※小数点第2位未満切り捨て

◇年間利用者数(令和8年度目標)

全 路 線: 87,900人 ※計画p153より

循 環 バ ス: 10,300人 ※計画 p152 より

加 茂 谷 線: 87,900人 × ①24.68% ≒ 21,600人

椿泊・加茂谷線: 87,900人 × ②13.93% ≒ 12,200人

実績(人)

	R4	R5	R6	R7	<u>R8</u>
循環バス	7,537	7,564	8,665	➡	<u>10,300</u>
加茂谷線	12,775	14,040	12,246	➡	<u>21,600</u>
椿泊・加茂谷線	2,256	2,478	3,054	➡	<u>12,200</u>

※R7計画(R6.10～R7.3¥9)より、加茂谷線は減便(16.67%減)、椿泊・加茂谷線は増便(100%増)となっている。

◇年間収支率(令和8年度目標)

全 路 線: 30% ※計画p153より

循 環 バス: 30%

加 茂 谷 線: 30%

椿泊・加茂谷線: 30%

実績(%)

	R4	R5	R6	R7	R8
循環バス	16.9	15.7	12.0	➡	<u>30.0</u>
加茂谷線	16.9	15.7	17.6	➡	<u>30.0</u>
椿泊・加茂谷線	16.9	15.7	17.6	➡	<u>30.0</u>

◇公的負担額(令和8年度目標)

全 路 線: 60,000千円 ※計画p153より

循 環 バス: 60,000千円 × ③23.94% ≒ 14,364千円

加 茂 谷 線: 60,000千円 × ④23.12% ≒ 13,872千円

椿泊・加茂谷線: 60,000千円 × ⑤13.04% ≒ 7,824千円

※運行距離における全体に占める割合から算出

実績(千円)

	R4	R5	R6	R7	R8
循環バス	6,555	6,729	15,377	➡	<u>14,364</u>
加茂谷線	15,345	15,244	16,223	➡	<u>13,872</u>
椿泊・加茂谷線	2,707	2,688	3,922	➡	<u>7,824</u>